

令和4年笠間市農業委員会第7回定例総会

[令和4年7月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
-

出席委員

1番	埜	博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君	
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君	
4番	石川馨君	14番	小沼祐君	
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君	
6番	柳橋泰君	16番	大橋正義君	

7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
8番	長谷川愛子君	18番	田山悦子君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	菅井亘君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷 清二君
農業委員会事務局係長	廣瀬 美和子君

午後1時30分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまより令和4年第7回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により9番國谷博隆委員、並びに10番菅井 亘委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、2ページになります。

番号1、2は、農地中間管理事業を利用するため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書12ページ、議案第5号で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画が出されております。

番号3は、借借人が耕作不可のため合意を解約するものです。

番号4は、農地中間管理事業を利用するため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書12ページ、議案第5号で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号1につきまして、報告をいたします。

22日、指名調査委員と現地を確認してまいりました。譲受人には、コロナ禍のため電話にて確認をいたしました。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりです。この案件は競売案件となっております。

譲受人の申請理由は、農業経営規模拡大のため申請地を取得したいとのことです。取得後の申請地の利用計画は、添付されている農地等の利用計画書によると、ネギ、栗、ブルーベリー等を作付する計画です。

この申請につきましては、耕作を目的としたものです。機械、労働力、技術等につきましても適正と認められます。関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号2について、調査の結果を説明します。

21日、調査委員2名と推進委員1名、申請人、譲受人立会いの下、現地調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、国道355号沿いの道の駅かさまから東に約500メートル入った道路沿いでした。譲受人は、自分で耕作できないため、相手の希望に応じて所有権移転したいとのことです。譲受人は、両隣は自分の畑で、該当地を取得することで農地がまとまり、作業効率もよくなるため取得したいとのことでした。

隣接地の影響は、周辺も譲受人の畑で影響はないと見てきました。作付品目はネギで、近くで販売するとのことです。トラクターなどの機械もあり、このほかの関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号3につきまして、報告いたします。

7月23日9時より、指名調査委員と申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請地は、小原地内にある常磐線の香取踏切を渡って、左側に200メートルぐらい行った、筒埜地区の譲受人の自宅の後ろの畑でした。現在、譲渡人が野菜を作っていますが、作付があまりできないということで、譲受人の自宅の後ろということもあり、今回規模拡大のため売買するとのことでした。作付けは、自家用野菜を作るとのことでございます。また、申請地周辺の田・畑が全部譲受人の耕作地となっており、機械もそろっており、専業農家として現在も大きくやっております。書類等も整備されていますので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号4番について、調査の結果を報告いたします。

7月20日、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人、譲受人、譲渡人については、遠方のため電話により確認いたしました。申請については、議案書のとおりであります。

場所については、笠間環境センターを東側に200メートル、南に50メートル行った右側になります。この申請は、農地に区分地上権を設定するものとなります。譲受人理由は、現在、申請地及び申請地の東側において営農型太陽光発電を設置しており、今後も継続したいとのことでもあります。譲渡人理由は、譲受人の要望に応えたいとのことです。区分地上権設定後は、譲渡人がブルーベリーを植えて耕作し、譲受人が営農型太陽光発電を行うとのことです。

この農地に関しては、周りが道路に囲まれており、ほかの農地に影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から4につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号1について、調査結果を報告いたします。

7月22日、調査委員2名、代理人、また申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりであります。

申請場所は、50号線の滝川交差点から北に4キロメートル入った古民家の近くでございます。この申請内容は、宅地拡張となっておりますが、増設の希望がございまして、もう既に宅地を広げてありました。事前に、始末書が提出されて処理されております。

以上、調査しました結果、宅地の内容については、特段問題点はございません。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 番号2番について、調査の結果を報告いたします。

7月20日、指名調査委員2名、申請者立会いの上、現地を調査してまいりました。申請については、議案書のとおりであります。

場所については、岩間街道住吉十字路を南に100メートル行った右側になります。今回の設定は、一時転用の更新の申請になります。現在、営農型太陽光発電をされており、太陽光発電の下に栗を栽培しておりました。申請人に栗の栽培、太陽光発電の影響を確認したところ、太陽光の影響はなく、通常の栽培と数量も変わらないということでした。

また、圃場も草刈りなどちゃんと管理されており、近隣の農地にも影響はしていないと思われまふ。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の2につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号1、2につきまして、御報告をいたします。

まず初めに、番号1番。

22日、指名調査委員と現地を調査してまいりました。譲受人と譲渡人は、コロナ禍のため、代理人と電話にて確認をいたしました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市民体育館から50号方面に200メートル進み、交差点の右側となっております。権利移転は売買。譲受人申請理由は、一定数の駐車場台数が確保できる場所であることです。取得後は、貸駐車場の計画となっております。譲渡人は、譲受人の要望に応えます。

隣接地の作物への影響は、東側宅地、南側、市水道及び水路、北側宅地、農作物への影響は何ら問題ないと見てまいりました。雨水は、敷地内浸水により処理をすることです。そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、番号2につきまして御報告をいたします。

同日22日、指名調査委員と現地を調査してまいりました。譲受人と譲渡人は、コロナ禍のため代理人と電話にて確認をいたしました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旧南山内公民館の田んぼを挟んだ反対側となっております。譲渡人、譲受人は、親族関係です。平成8年1月頃、宅地に隣接している一面が農地転用をせず、駐車スペースになっていたことで、始末書の添付があります。

転用目的は宅地拡張、権利移転の内容は贈与です。周辺への農作物への影響は、何ら問題ないと見てまいりました。そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3から5について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号3からの内容について、調査結果を報告いたします。

7月22日、指名調査委員と現地調査を行いました。また譲受人は、東京の方で、コロナ関係もあり電話で確認をしておきました。譲渡人7名となっておりますが、申請地を含め、当該所有の地域住民の要望により、道路の拡幅を行う地域貢献事業でございます。

申請地は、譲渡人7名が所有する14筆の田んぼとなっておりますが、ほとんど休耕田でございます。この道路の拡幅でございますが、この資料の中にはちょっと載っておりませんが、現在2メートル幅の道路なんですね。それを4メートル道路に拡幅するという計画でございます。市道ですので、水路とか排水路、これも新たに設けるということでございます。市のほうへもそれを確認いたしました。

地域の要望でございますので、数人の方、御意見、希望等をお伺いしましたら、皆さん、よく完成できるようにお願いしたいということでございます。まず、工事のほうの業者にも事故ないように施工していただくように話しておきました。完成後は、市のほうに譲渡、帰属するという形でございます。

先ほど申し遅れましたが、申請場所は、金井交差点から北に笠間緒川線を4キロメートル入った道路沿いでございます。300メートルぐらい先には飯田ダムがございます。

事業計画等、詳細に記載されており、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 1番。

○1番（塙 博光君） 番号4につきまして、調査の結果を報告いたします。

7月21日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出理由は使用貸借です。

場所は、国道50号線石井信号を北へ1,000メートルほど行った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は現在、借家にて妻、子供と暮らしていますが、子供の成長により、

部屋が手狭になり大変不自由な状況にあります。将来の安定した住居も考え、自己住宅を持ちたいと強く望むようになり、本申請に至りました。譲渡人は、自分で耕作できないので、相手の要望に応じたいとのことです。

隣接状況は、東側畑、南側畑、西側道路、北側畑ということで、周囲への影響はありません。雨水は敷地内浸透処理とのことです。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続きまして、番号5につきまして、調査の結果を報告いたします。

7月21日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地、転用目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利移転は売買です。

場所は、国道50号線寺崎信号を南へ100メートル入った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は父所有地の有効活用を図る目的で、休耕中である●●様の土地と一体的に利用することにより、遊休農地の発生を防ぎ、地域の活性化に寄与したいと考えています。譲渡人は、自分で耕作できないので、相手の要望に応じたいとのことです。

隣接状況は、東側宅地、南側道路、西側、宅地、畑、北側雑種地ということで、周囲への影響はありません。雨水は敷地内浸透処理、汚水、雑排水は公共下水道へ放流とのことです。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6から8について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号6について、調査の結果を説明します。

21日に、調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査してきました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、県道109号線のパチンコ店の駐車場の後ろ辺りでした。受人は、長年にわたり耕作していない土地の有効活用を考え、太陽光発電の設置を計画したとのことです。渡人は、耕作しておらず、今後も予定がないため、賃貸借契約したとのことです。

周辺については、太陽光パネル設置のため、測量し、境界ぐいを確定してありました。境界の確定するとき、周辺の所有者に事業を説明し了解を得ているとのことです。南側は道路で、そのほかについては畑で、周辺をフェンスで囲むことで災害を防ぐとのことです。取排水はなし、雨水については敷地内浸透処理で、隣接地への影響も特にないと見てきました。このほかの関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。

続きまして、番号7について、調査の結果を説明します。

21日に、調査委員2名と代理人立会いの下、現地調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、県道109号線沿いの北関東自動車道をくぐって、約500メートル先の北に20メ

一トルくらい入った道路沿いでした。申請理由は、現在実家に親と同居しているが、子供が大きくなり、狭いため独立した自己住宅を建てたいとのこと。権利関係は、受人、渡人ともに親子ということで、使用貸借です。

取水は市の上水、排水は浄化槽処理後、敷地内浸透処理で、雨水については敷地内浸透処理です。隣接地の影響は、西側が道路で、そのほかの周囲は親の農地で影響はないものと見てきました。このほかの関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 番号8につきまして、御報告いたします。

7月21日、指名調査委員全員と推進委員と届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。現地場所は、JR水戸線稲田駅から北側に1キロほど行った場所で、石切山脈の途中の旧中野石材組の脇の場所です。転用目的は太陽光発電施設で、権利の移転内容は賃借です。

この場所は、現状、作物等が栽培されていることはなく、遊休地の状態です。隣接地等への影響は、東側が宅地、西側が田、南側が雑種地、北側が道路となっており、隣接地における日照、通風、耕作等の影響はないと判断されます。なお、隣接地への地権者への説明は、説明済みです。

以上のことにより、現地、場所の問題はなく、また関係書類の完備等もされておりますので、許可相当と見てまいりましたので、御審議のほうお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9、10について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号9につきまして、調査の結果を御報告いたします。

7月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間中央公園の北東側に隣接したところでございます。譲受人の事由は、申請地は近隣に中央公園や商業施設も多く、駅、市役所、学校へのアクセスもよいことなどから、住宅購入希望者へ販売することができるためとしております。譲渡人の事由は、譲受人の要望に応えたいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、北東側が道路、宅地、南東側が県所有の雑種地、南西側が中央公園で、北西側は畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては、公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしく願いいたします。以上でございます。

○17番（佐藤清章君） 続きまして、番号10について、17番が調査結果を説明いたしま

す。

7月22日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、旭町セブンイレブン隣信号を北へ350メートルほど向かい、丁字路を左に300メートルほど進み、右折して100メートル入ったところでございます。譲受人の申請理由は、現在、妻の実家で生活しているが、家族も増え手狭になり、義理の母より土地を譲り受け、自己用住宅を持ちたいとしております。譲渡人は、受人の要望により贈与するとしております。

隣接地への影響は、東西南北ともに山林で、譲渡人の所有地となっており、隣接地への影響はないものと見てまいりました。

また、今回、牛舎を解体した廃材を集積してあったため、申請書に始末書も添付されております。

給水については上水道、排水については、汚水は合併浄化槽敷地内浸透処理、雨水は宅地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11から14について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号11番から13番につきまして、調査の結果を報告いたします。

番号11番、12番につきましては、7月20日に調査委員2名にて調査を行っております。関係者につきましては、電話にて確認をしております。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、友部中学校より西へ600メートル、市道を左へ50メートルほど入った辺りであり、申請理由につきましては、現在アパートに住んでいるが、小さな子供のため、静かで学校、市役所等が近いところに自己住宅を造りたいと選定したとのことであります。譲渡人は、管理ができないので売ることにしたとのことであります。

隣接状況は、東側市道、南側市道、西側住宅地、北側住宅地であり、農地への影響はありません。取水計画は上水道引込み、排水は合併浄化槽にて処理後、宅地内処理であります。雨水は、浸透ますを設置するとのことであります。

12番は、進入路が狭いため、セットバックをして進入路の一部として利用するためのものであり、許可相当であると思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、13番について報告をいたします。

同じく7月20日に、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。譲渡人につきましては、電話にて確認をしております。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、南小泉地内にあるシルバービレッジより南へ50メートル辺りのところであります。申請理由は、現在、自宅兼事務所の敷地に事業用の車と個人用車両が混雑しているため、これを分離するため、売買にて事業用駐車場地とするための申請であります。譲渡人は、強く要望されたため、これに応じるとのことでありました。

隣接状況は、東側休耕、南、西側、宅地、北側道路であり、農地への影響はありません。事務所と隣接しており、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号14番について、調査の結果を報告します。

7月20日、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人、譲受人、譲渡人については、遠方のため、電話より確認いたしております。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりであります。

場所については、笠間環境センターを西に200メートル、南に50メートル行った右側になります。この申請は、先ほど3条の4番で御審議いただいて区分地上権を設定したものに営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱部分の一時転用の申請になります。

東西南北、市道に囲まれており、周辺農地には影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の15、16について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号15について、調査の結果を報告いたします。

7月23日午前9時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅北口を北へ300メートル行き、右折して50メートルくらいのところにあります。申請原因は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、家族3人でアパート住まいですが、安定した生活をしていくため、当申請地にうちを建てるということです。譲渡人は、要請により譲渡するということです。

隣接状況は、東側、南側が畑、西側宅地、北側道路、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと見てきました。取水計画は上水道、排水計画は公共下水道へ、雨水は浸透ますを設置すると。また、東側、南側にブロック塀を設置するということです。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 9番。

○9番（國谷博隆君） 番号16につきまして、報告いたします。

7月23日8時30分より、指名調査委員と申請人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地等については、議案書のとおりでございます。

申請地の場所は、国道50号線上市原の信号より約500メートルぐらい笠間方面に行った、道路沿いの右方の住宅です。もともとは水田であったところを、埋め立てして宅地になっておりました。転用目的は宅地拡張ということで、平成6年に、自宅を新築しましたけれども、今回の申請分については、許可を受けないで田を埋めて住宅の一部として使用をしていたということで、始末書が出ておりました。

隣家への影響とか、そういうものは特にありませんでした。お互い親戚同士で、贈与をするというようなことであります。それから、書類等もそろっておりますので、許可相当と判断をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の17について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号17番について、調査結果を報告いたします。

7月23日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、にしぼり整形外科の手前の十字路を左に曲がり、常磐線の踏切を渡り、50メートルくらい行った左側の土地です。受人の転用目的は自己住宅建築のためです。渡人は、子供の希望に応じるとのことです。

取水は公共上水道を使用し、雑排水は合併浄化槽を使用します。計画面積は22平方メートルですが、これは宅地面積が狭く浄化槽を設置する場所がないために、隣接する畑を削り、宅地として広げ、浄化槽を設置するための面積です。雨水は敷地内ます処理浸透です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。権利関係は、使用貸借することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の14につきましては、農業振興地域農用地となります。

番号の3、4及び7につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1、17につきましては、用途地域内であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定
について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきまして、新規では、田はございません。新規の畑9筆1万7,961.63平方メートル、再設定では、田、畑ともございません。合計9筆1万7,961.63平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書10ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜るようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明について、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規が田14筆1万9,771平方メートル、畑7筆1万1,534.75平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計21筆、3万1,305.75平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書12ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第5号、番号の17、18について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号、番号の17、18について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号の番号17、18は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く19件について審議いたします。お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く19件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く19件について、原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第7回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後2時22分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

9 番 委 員

10番 委 員